

Bizサイト（Wix 制作運用）約款

総則

第 1 条（利用約款の目的）

Bizサイト（Wix 制作運用）約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社 No.1（以下「当社」といいます。）がお客様に提供する Bizサイトに関連するすべてのプランやオプションサービス（以下「本サービス」といいます。）及びその利用条件について定めるものとします。

第 2 条（用語の定義）

本約款において次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるものを意味します。

用語	定義
(1) 共通約款	当社サービスを利用する全てのお客様に適用されるもので「No.1 サービス共通利用約款」をいいます。
(2) 原契約	本サービスを利用する条件として締結する必要がある「No.1 ビジネスサポート利用契約」のことをいいます。
(3) 原約款	原契約にて適用される「No.1 ビジネスサポート利用約款」をいいます。
(4) 申込者	本約款第 4 条に基づいて、本サービスの利用を申し込む者をいいます。
(5) お客様	申込みに対する、当社の本約款第 5 条 1 項に基づく承諾により、利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者をいいます。
(6) 本契約	本約款第 5 条 1 項に基づいて、お客様及び当社間に成立する本サービスの利用契約をいいます。
(7) Wix	第 10 号に定める企業が提供する、ホームページやウェブサイトを作成・構築できるツール及びアプリ並びにこれらに関連するコンテンツをいいます。
(8) Wix アカウント	Wix を利用するためお客様用に作成する Wix アカウントをいいます。アカウントの有料・無料を問いません。
(9) ID 等	前号で開設したアカウントの ID 及びパスワードをいいます。
(10) サービス提供元	Wix を提供する運営会社（Wix.com）をいいます。なお、この日本法人も含むものとします。

第 3 条（本約款の適用）

1. 本約款は、お客様及び当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 本契約には本約款のほか、共通約款及び原約款が適用され、本約款を補充するものとします。また、当社が本約款のほか本サービスの提供に関して個別規定及び追加規定（以下、「個別約款」といいます。）がある場合、これらも本約款の一部を構成するものとします。なお、共通約款から個別約款までの約款を総称して「各約款」といいます。
3. 各約款の内容が異なる場合、矛盾抵触がある範囲では、①個別約款、②本約款、③原約款、④共通約款の順位で優先的に適用されるものとします。

4. 本サービスを利用するにあたり、お客様が第三者の提供するサービス（以下、「第三者サービス」といいます。）を利用する場合、本約款に加えて、当該第三者サービスの利用規約、その他規約等を遵守するものとします。

第4条（申込みの方法）

1. 本サービスを申し込むには、原契約を締結している申込者が当社所定の本サービス申込書に必要事項をすべて記入・入力したうえ、当社に対して提出するものとします。
2. 前項に基づき、申込者が本サービスの利用を当社に申し込んだ場合、当社は、申込者が、本サービス申込書の内容及び本約款に同意したものとみなします。

第5条（契約の成立）

1. 本契約は、前条の申込みに対して当社がお客様に対して承諾の旨を通知したときに成立するものとします。
2. 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、当社所定の審査を行うものとし、前項の承諾実施の有無は、当社の裁量によるものとします。
3. 当社は、申込者について次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合は、本サービスの申込みに対して承諾を行わないことがあります。当社は、申込者から請求があった場合でも、申込みを承諾しない理由を開示する義務を負いません。
 - (1) 解約・期間満了等の終了原因の如何を問わず、原契約が終了しているとき
 - (2) 共通約款第3条第2項各号のいずれかに該当すると当社が判断したとき
 - (3) 原約款第7条第2項各号のいずれかに該当すると当社が判断したとき
 - (4) その他、共通約款または原約款に違反しているとき
 - (5) 本約款第19条（禁止行為）で禁止する行為を行っていると思われるとき
 - (6) No.1 サービス共通利用約款第13条（反社会的勢力の排除）に違反するとき
 - (7) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行う上で支障がある場合または支障の生じるおそれがあるとき。
4. 第1項の承諾は2週間以内に行うものとし、その期限経過後は、申込みは効力を失います。

第2章 本サービス

第6条（本サービスの内容）

1. 当社が提供する本サービスとは、以下に定められるサービスをいいます。
 - (1) お客様から提出された文章、原稿、画像、動画等（以下「資料」といいます。）をもとに、お客様の意向を汲んだウェブサイトを生み出すサービス。
 - (2) 前号で制作されたウェブサイト（以下「制作サイト」といいます。）について保守・更新のサポートを実施するサービス。
 - (3) 制作サイトの運用に関する助言・相談・支援等のコンサルティングサービス。
 - (4) 前各号に付随する一切の業務ならびに当社が別途提供するオプションサービス。
2. 本条の制作・サポートサービスの範囲は当社が別途定める説明書によります。

3. 当社が実施する初期設定作業の範囲は、以下の各号に限定されるものとします。ただし、本項各号に定めのない作業（PC へのメールソフト設定、携帯端末への設定、過去メールデータの移行等を含みますがこれらに限りません）は本サービスの対象外とし、お客様がこれらの作業を希望する場合、当社は別途定めるオプション料金にてこれを請け負うことができるものとします。
 - (1) ドメイン認証作業
 - (2) MX レコードの設定
 - (3) 初期アカウントの発行
4. 当社は、本条に掲げるサービスの内容を、当社が必要と判断した場合、変更する事があり、事前に（緊急の場合その他やむを得ない場合は事後に）その旨をお客様に通知するものとします。尚、当社は、変更によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第7条（制作同意）

1. お客様及び当社は、本契約成立後、制作に関する確認事項やその他必要事項を記載した同意書を、書面または電磁的方法により締結するものとします。
2. 前項の同意書締結及び第 12 条の初期費用支払いがいずれも完了したことをもって、当社はお客様にヒアリングやドメイン取得等の準備を開始するものとします。

第8条（サイト制作）

1. 当社は、お客様指定のドメイン取得をもって、Wix による制作を進めるものとします。なお、制作期間は 3 カ月とし、お客様にてご準備いただく各種制作素材の提供が期日までに確認できない場合、当該箇所は仮データのまま制作を完了し管理権限を譲渡いたします。
2. 前項に定める制作期間後にお客様の素材提供による修正や追加作業は、別途費用が発生する場合があります。
3. 当社は、本サイト制作期間中におけるデザイン修正の回数について、お客様が申込んだプランに応じて以下のとおり取り扱うものとします。ただし、以下の回数を超える修正については、別途有償対応となります。
 - (1) スタートアッププラン 2 回まで
 - (2) スタンダードプラン 5 回まで
 - (3) カスタムプラン 10 回まで
4. お客様は、制作の完了した制作サイトについて追加・修正・変更（以下「修正等」といいます。）の要望がある場合は、次の各号に定めるプランの範囲で当社に対して無償での修正等の依頼をすることができます。当該範囲を超える修正等については、当社の見積書に従い有償対応となります。
 - (1) スタンダードプラン 画像 5 枚以内及び 400 字以内を限度とした修正等を毎月 2 回まで
 - (2) カスタムプラン 画像 10 枚以内及び 1000 字以内を限度とした修正等を毎月 5 回まで
5. 当社は、制作サイトについて本条に定める限りで修正等の責任を負い、それ以外で一切の契約不適合責任（民法 637 条を含みますがこれに限られません。）を負いません。

第9条（サービスの利用許諾）

1. お客様は、本サービスを、本約款の各条項に記載の条件に従い自ら利用し、または自己の役職員（派遣

社員、出向社員等も含みます）に利用させることができるものとします。

2. お客様は、役職員に本約款を遵守させるものとします。
3. お客様が他のネットワーク（国内外問わず）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規制に関してはそれらの国の法令を遵守させるものとします。
4. 当社は、本サービスの利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、当該指定したものと異なるソフトウェアをお客様が用いたときは、当社が提供するサービスを受けられないことがあるものとし、そのソフトウェアを用いたことによって生じる損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 10 条（再委託）

当社は、本サービスを提供するにあたり、その業務の全部または一部を個人情報の委託も含めて当社の責任で第三者に委託できるものとし、お客様はこれをあらかじめ承諾するものとします。この場合、当社は当該再委託先に対して監督責任を負い、本契約に基づき当社が負担する義務と同等の義務を当該再委託先に負わせるものとします。

第 3 章 料金

第 11 条（料金）

1. 本サービスの料金（初期費用、月額料金を含み、以下「本料金」といいます。）は、本サービス申込書の通りとします。
2. 申込書に定める本料金は、利用者の同意なく当社の裁量において変更される場合があり、この場合に当社は、本料金を変更する旨を事前に利用者へ通知するものとします。
3. 当社は、Google Workspace 等の第三者が提供するサービス（以下「第三者サービス」といいます。）の料金改定、または為替レートの変動により、利用料金を変更する必要があるが生じた場合、契約期間中であっても、お客様に通知することにより、次月以降の利用料金を改定することができるものとします。お客様は、当該改定後の料金を支払うことに予め承諾するものとします。
4. 当社は、既存のプランまたは新たに設けるプランを利用するお客様について、別に定める料金を当社に支払うべき旨を定める場合があるものとします。
5. 本サービスの利用および本料金の支払いに際して生じる公租公課税並びにその他の費用については、お客様がこれを負担するものとします。

第 12 条（支払い方法）

1. お客様は、初期費用については、当社が指定する期日までに支払うものとします。
2. 第 7 条の同意書締結日及び前項の初期費用の支払いがいずれも完了した日が属する月の翌月 1 日を月額料金の課金開始日とし、お客様は、当月分の月額料金を翌月 27 日または当社が指定する期日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にお客様の指定する銀行口座で引落しの方法で、当社に対して支払うものとします。
3. 前 2 項の本料金の支払いについて、振込みの場合の振込手数料は、お客様の負担とします。

第 13 条（利息・遅延損害金）

お客様が支払期日を過ぎても本料金を支払わない場合、当社は、お客様に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、年率 14.6%（1 年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延損害金を、利用料金等および消費税等に加えてお客様に請求いたします。

第 4 章 権利・義務

第 14 条（知的財産権等）

1. 本契約に基づくウェブサイトの制作に必要な HTML データ、画像データ、およびスクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」といいます。）に関する所有権その他知的財産権は当社に帰属するものとします。ただし、お客様が提出した仕様書、テキスト原稿等、従来からお客様またはその他第三者が有するものはこの限りではありません。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用权、各種知的財産権は当社に帰属するものとします。
3. 当社は、お客様が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾するものとします。また、当社は、お客様が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾するものとします。
4. お客様が制作物を第 3 項の目的以外で使用する場合には当社の許可を得なければならないものとします。この場合、当社はお客様に対して、当社が使用を許可する時点で提示した著作権料その他の当社の知的財産権に基づく使用料を請求することができるものとします。
5. 当社は、制作物を自らが制作したものである事を公開することができるものとします。
6. お客様は、当社の同意なしに第 3 項および第 4 項で定める制作物の使用权、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできないものとします。
7. お客様が制作物の一部について著作権その他権利を有する場合でも、お客様は当社及びサービス提供元に対し、著作者人格権を行使せず、その他権利の使用も許諾するものとします。

第 15 条（利用環境の整備）

1. お客様は、自己の費用と責任において、各サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器及びサービスを準備し、本サービスを利用するものとします。
2. お客様は、本サービスを利用するために任意の通信事業者ならびにインターネット接続業者と契約するものとし、当社は通信事業者もしくはインターネット接続事業者の責任に帰すべき事由で本サービスの提供が妨げられたとしても、一切その責任を負わないものとします。

第 16 条（Wix アカウント）

1. Wix アカウントについて、本契約期間中、本サービス提供のために当社が共有・共用することができるものとし、お客様は予めこれを了承するものとします。
2. お客様は、本契約期間中、当社の事前の承諾なく、Wix アカウントを当社以外の第三者に貸与または共有・共用しないものとします。また、Wix アカウントの ID 等を第三者に開示・漏洩することのないよう管理するものとします。

3. お客様は、Wix アカウントの ID 等でログインがされ、本サービスが利用されたとき、当該利用行為がお客様自身の行為であるか否かを問わず、お客様自身の利用とみなされることに同意するものとします。そのため、お客様は、乗っ取りその他事由により Wix アカウントが当社（その再委託先も含みます。）及びお客様以外の第三者に利用されていることが判明した場合、速やかにその事を当社に報告するものとします。
4. お客様は、自己の ID 等の管理について一切の責任を負うものとし、お客様の管理不十分等によって ID 等が第三者に利用されたことによってお客様が被る損害については、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切責任を負いません。
5. Wix の仕様上、本サービスで取得または管理するドメインのうち、「.jp」および「co.jp」ドメインについては、他社サーバーおよび他社管理業者への移管（転出）ができません。お客様は、将来的に本サービスを解約する場合であっても、当該ドメインを他社へ移管できないことを予め承諾するものとします。

第 17 条（協力）

当社は、本サービスを提供する上でお客様から情報・資料の提供もしくは貸与が必要な場合、または都度の打ち合わせなどお客様の協力が必要な場合、お客様に対してこれらを求めることができ、お客様は資料の無償での貸与もしくは提供、または日時調整などの必要な協力に応じるものとします。

第 18 条（登録情報の変更）

お客様は、Wix アカウント、商号、代表者、住所、連絡先等の会社情報に変更があった場合は、速やかに当社に連絡し、所定の方式に従って変更手続を行うものとします。お客様が手続を怠ったことによって、当社が変更前の情報に基づいて送った連絡や郵便等がお客様に到達しない場合でも、当社はお客様に到達したとみなすことができます。

第 19 条（禁止行為）

1. お客様は、本サービスの利用にあたり、次の行為またはそのおそれのある行為を行わないものとします。
 - (1) 共通約款第 4 条、または原約款第 14 条にて禁止する行為
 - (2) その他お客様の帰責事由を問わず、各約款のいずれかの条項に違反する行為
 - (3) 名称の如何を問わず、第三者サービスの利用規約、その他 Wix の利用に関してサービス提供元が定める規程、規則若しくは規約等一切の規範に違反する行為
 - (4) 当社の事前の承諾なく、本契約及び本約款に基づくお客様としての地位や権利義務を、第三者に対して使用許諾、譲渡、または担保に供する行為
 - (5) 他のお客様の Wix アカウントの使用その他の方法により、第三者になりすまして本サービスを利用する行為、または他のお客様の本サービス利用を妨害する行為
 - (6) 当社もしくは第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (7) 誹謗中傷・非難・虚偽情報及びこれらの送信または拡散により、当社または第三者の名誉・信用を傷つけ、業務を妨害し、その他一切の権利を侵害する行為
 - (8) 当社もしくは第三者のプライバシーを侵害する行為
 - (9) 青少年の心身及びその健全な育成に悪影響を及ぼすおそれのある行為
 - (10) 虚偽表示・誇大広告、フィッシング詐欺、ワンクリック詐欺、無限連鎖講を宣伝・勧誘する行為など、第三者に誤認もしくは混同を生じさせ得る行為

- (11) 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手にかかる情報を送信または表示する行為、賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為
 - (12) 犯罪収益に関する行為、テロ資金供与に関する行為またはその疑いがある行為
 - (13) 前各号に掲げる行為を第三者に行わせ、または第三者が行うことを容易にする行為
2. 前項に違反したことにより発生したいかなる損害についても、当該違反をしたお客様が責任を負い、当社は一切その責任を負わないものとします。

第 20 条（秘密保持）

1. 本契約に定める秘密情報とは、媒体及び手段を問わず、お客様及び当社が本契約遂行にあたり相手方より知り得た技術上、営業上、またはその他の業務上の情報をいいます。ただし、次の各号に該当する情報は秘密情報に含まないものとします。
- (1) 相手方から提供を受けたとき、既に公知であった情報
 - (2) 相手方から提供を受けた後、受領者の帰責事由なく公知となった情報
 - (3) 秘密保持義務を負うことなく、既に保有する情報
 - (4) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (5) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
2. お客様及び当社は、前項に定める秘密情報の一切を厳に秘密として保持し、事前の相手方の書面による承諾なく、本サービス提供目的以外に利用してはならず、第三者へ開示または漏洩してはならないものとします。
3. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、秘密情報を開示することができるものとします。
- (1) 法令または裁判所もしくは政府機関の強制力を伴う命令、要求もしくは要請に基づき、秘密情報を開示する場合
 - (2) 本サービス提供の目的で必要最低限の範囲内で、自己の役職員並びにグループ会社その他関係会社及びこれらの役職員に開示する場合
 - (3) 必要最低限の範囲内で、弁護士、公認会計士、その他専門家であって、本契約に定める秘密保持義務と同等の義務を負う者に対して開示する場合
4. 本契約が終了した場合、お客様及び当社は、相手方から提供を受けた秘密情報及びその複製物を相手方の指示に従い速やかに破棄もしくは返還し、また破棄・返還した旨を書面によって相手方に通知するものとします。本項は本契約終了後も有効に存続するものとします。

第 21 条（個人情報の保護）

1. 当社及びお客様は、お互いの個人情報（相互の役職員等の情報を含みますがこれに限られません。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び双方が別途定めるプライバシーポリシーに従って適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、お客様から提供された情報に個人情報が含まれていた場合、これを本サービス提供以外の目的で利用しないものとし、紛失・破壊・改竄・漏洩等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理します。
3. 当社は、お客様から提供された情報・データ等を、個人を特定できない統計的情報として当社の裁量で利

用及び公開できるものとし、お客様は当該利用及び公開に異議を唱えません。

第 22 条（免責）

1. 当社は、善良なる管理者の注意義務をもって本サービス提供に努めますが、本サービスの提供に関して安全性・信頼性・正確性・完全性・有用性・最新性・特定目的への適合性があること、及び以下に掲げる事項について保証しないものとし、お客様はそれを了承するものとします。
 - (1) 制作サイトその他お客様サービスサイトのアクセス数、集客数及び採用数等の向上
 - (2) お客様の事業についての売上及び評判の向上
 - (3) 各種口コミサイトや掲示板等でのお客様の評判の向上
 - (4) 本サービスに中断、中止その他の障害が生じないこと
2. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由により、お客様または第三者に生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 当社またはサービス提供元（以下「当社等」といいます。）が提供するサーバに蓄積または転送されたデータ等が当社等のサーバその他の設備の故障またはその他の事由により滅失もしくは損傷し、または外部に漏れた場合。
 - (2) お客様または第三者が当社等の提供するサーバに接続することができず、または同サーバに接続するために通常より多くの時間を要した場合。
 - (3) お客様または第三者が、当社等が提供するサーバに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、またはこれを他所に転送するために通常より多くの時間を要した場合。
 - (4) お客様が注文した電子証明書が発行されず、またはお客様が注文した電子証明書が発行されるために通常より多くの時間を要した場合。
 - (5) 制作サイト及びプログラムが、外的要因により障害（メール未達等）が出る場合。
3. 前 2 項にかかわらず、以下の各号の損害について、当社は一切の責を負いません。
 - (1) お客様が、当社等以外で制作サイトのリニューアルや新規ページの作成、その他ページ内の内容変更などをされ、当社等でのサポートができなくなる場合に生じた損害。
 - (2) お客様が、本章など各約款に定めるお客様の義務に違反したことにより、本サービスの提供が受けられない等でお客様に生じた損害。
 - (3) お客様の第三者サービスの利用または第三者サービスの利用規約等への違反によりお客様に生じた損害。
 - (4) 予期しない不正アクセス等の行為によりお客様に生じた損害。
 - (5) 第 25 条から第 27 条、第 29 条に基づく当社の解除等の措置でお客様に生じた損害。
4. 第三者サービスに関連して、以下の事象が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) 第三者サービスの仕様変更、サービス停止、終了、またはシステム障害によってお客様に生じた損害。
 - (2) 第三者サービスにて管理されるメールアドレス、クラウドデータ等の消失、毀損、または漏洩（データのバックアップ及びセキュリティ対策はお客様の責任において行うものとします）。
 - (3) 第三者サービスのシステム障害、仕様確認等に関するお問い合わせについては、お客様自身で当該第三者（Google 社等）の指定する窓口を利用するものとし、当社はこれを取り次ぐ義務を負いません。

第 23 条（損害賠償）

お客様が本約款の違反または本サービスの利用に関連してお客様の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、お客様は当社に発生した損害（逸失利益及び弁護士費用を含みます。）を賠償します。

第 5 章 契約期間、利用の制限

第 24 条（契約期間）

1. 本契約は、本契約締結日から有効とし、第 12 条の課金開始日から起算して 1 年間存続するものとします。
2. 前項の契約期間満了の 1 ヶ月前までに当社またはお客様から相手方に対し何らの意思表示もない場合、さらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。

第 25 条（サービスの提供の中断）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) 当社の本サービス用設備の保守、工事または障害等やむをえない場合。
 - (2) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合。
 - (3) 第 26 条の規定により、本サービスの利用の制限を行う場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断する場合は、事前に（緊急の場合その他やむを得ない場合は事後に）その旨をお客様に通知するものとします。

第 26 条（サービスの提供の停止）

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 第 19 条（禁止行為）の各号にて禁止する行為を行った場合
 - (2) お客様が当社に届け出た連絡先と連絡が取れず、または当社からの連絡に対して相当な期間経過してもお客様より返答がない場合。（当社がお客様宛に発送した郵便物が宛先不明等の理由で、当社に返送された場合を含むものとします。）
 - (3) お客様の故意の有無に関わらず、提供サーバに対して、不正アクセス、クラッキング、アタック行為などの何らかの不正な攻撃や不正中継が行われた場合。
 - (4) 第 11 条、第 12 条の本料金支払いを遅滞した場合。
 - (5) 各約款に違反し、当該違反状態を是正するように催告したにもかかわらず、催告後 5 営業日以内に違反状態を解消できなかった場合。
 - (6) その他、当社が不適切と判断する場合。
2. 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日および期間等をお客様に通知するものとします。ただし、緊急の場合、その他やむをえない場合はこの限りではないものとします。
3. 当社は、第 1 項により本サービスの提供を停止する以外に、第 1 項各号のいずれかの影響を遮断するため、やむを得ず当社が別に定める措置を実施する場合があるものとします。

第 27 条（本サービスの終了・廃止）

お客様は、当社が本サービスの全部または一部を廃止する場合があることについて認識し、これを承諾するものとします。この場合に当社は、お客様に対して、廃止の旨を事前に通知するよう努めるものとします。なお、本サービスの全部又は一部が廃止された場合、該当する本契約は自動的に失効するものとします。

第 28 条（お客様の行う解約）

1. お客様は、本契約の有効期間中、原則として本契約を中途解約することができないものとします。
2. やむを得ない事由により、お客様が契約期間中に本契約の解約を希望する場合、お客様は、契約期間の残存期間分の利用料金相当額を一括して支払うものとします。この場合、当該支払いが確認された時点をもって、本契約は終了するものとします。
3. お客様が本契約（原契約を含む。）を解約した場合は、本契約に基づく制作サイトを閲覧することができないものとします。

第 29 条（当社の行う解除・解約）

1. お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、お客様は期限の利益を喪失し、直ちに当社に対し負担する全ての債務を履行しなければならない他、当社は何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1) 第 19 条の（禁止行為）の各号にて禁止する行為を行った場合
 - (2) お客様が仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第 2 条に定める通知、手形交換所の取引停止処分、もしくは租税公課の滞納、その他滞納処分を受け、またはこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合
 - (3) お客様が支払停止の状態に陥り、または破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生法手続き開始の申立を受け、もしくは自らこれらの申立をした場合
 - (4) 監督官庁により事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けた場合
 - (5) 当社に対し虚偽の事実を申告、または契約を継続しがたい重大な背信行為をした場合
 - (6) 本契約、原契約その他当社との契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合
 - (7) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行う上で重大な支障がある場合または重大な支障の生じるおそれがある場合
 - (8) お客様が第 26 条第 1 項各号に該当することによって本サービスの提供停止がある場合に、停止から 5 営業日以内にお客様が該当状態を是正できなかった場合
2. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、お客様に対する損害賠償請求権を失わないものとします。また、当社は、本条に基づく解除によってお客様に損害が発生したとしても、一切の責任を負いません。お客様が、すでに当社に支払った料金については、第 28 条第 2 項を準用するものとします。
3. 第 1 項の定めによらず、当社は、お客様に対して 1 ヶ月以上前にお客様に通知することで、本契約の全部または一部を解約することができるものとします。この場合、お客様に損害が発生した場合や、お客様がすでに当社に支払った料金がある場合については、当社は、故意または重過失がない限り前項と同様とします。

第 5 章 雑則

第 30 条（事業目的）

お客様及び当社は、お客様が自己の営業に継続的に利用する為に本契約を締結している事を相互に確認したものとします。

第 31 条（本約款の改定）

1. 当社は、民法 548 条の 4 の規定より本約款の内容を改定できるものとします。その場合、当社は効力発生日を定め、変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生日をウェブサイトへの掲載その他適切な方法によりお客様に周知するものとし、お客様は、本サービスの利用に当たって、自らの責任で本約款の最新の内容を確認するものとします。
2. 前項の改定内容は、前項の効力発生日から、改定された内容に従って変更されるものとします。
3. 当社が変更後の本約款を閲覧可能とした後にお客様が本サービスを利用した場合は、お客様は、変更後の本約款に同意したものとみなします。

第 32 条（存続条項）

本契約終了後も、第 14 条、第 16 条第 4 項、第 20 条第 4 項、第 22 条、第 23 条、第 29 条第 2 項、本条及び第 33 条の条項は有効に存続するものとします。

第 33 条（信義誠実の原則）

本約款に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、原約款及び共通約款に従い、解決を図るものとします。

2024 年 10 月 1 日制定、実施

2026 年 2 月 1 日改正、実施

2026 年 8 月 1 日改正、実施